

## 令和7年度新興感染症対応力強化事業(協定締結医療機関設備整備事業)の概要

### 1 補助対象経費(設備)等

補助対象者(※1)	補助対象経費(購入設備) (※2)	補助基準額 (※3)	補助率
病床確保に係る協定締結 医療機関(病院)	○簡易陰圧装置	1病床あたり 4,320,000円	10/10
	○検査機器(PCR検査装置、 <u>等温遺伝子増幅装置</u> )	1台あたり 9,350,000円	
	○簡易ベッド	1台あたり 51,400円	
発熱外来に係る協定締結 医療機関 (病院、診療所)	○検査機器(PCR検査装置、 <u>等温遺伝子増幅装置</u> )	1台あたり 9,350,000円	
	○簡易ベッド	1台あたり 51,400円	
	○HEPAフィルター付き空 気清浄機(陰圧対応可能なも のに限る)	1施設あたり 905,000円	

- ※1 医療措置協定(流行初期)を締結済みの医療機関に加えて、締結することが決まっている場合も補助対象となります。
- ※2 協定による病床確保、発熱外来の実施に係る設備の整備に限ります。また、新規購入、増設の場合に加えて、既存設備を更新する場合も補助対象となります。
- ※3 補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方に補助率を乗じて交付額を算定します(千円未満の端数切り捨て)。

### 2 交付の条件

補助金の交付決定の際に、以下の条件が付される見込みです(一部抜粋)。

- ① 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- ② 事業により取得した設備(単価50万円以上)について、目的外の使用や譲渡、交換、貸し付け等を行う場合は知事の承認を要するとともに、補助金の返還が必要となる場合がある。
- ③ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、事業の完了年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

### 3 その他留意事項

補助金額の内示前に契約・購入した設備および、年度内に納入・支払いが完了しない設備については補助対象になりませんので、ご注意ください。